



海外ビジネス情報誌

OITA TRADE & VIEWS

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター
OFTA（一社）大分県貿易協会

世界

武漢熱戦 Vol.79 初開催！ 世界軍事運動会in中国・武漢

貿易実務

貿易協会シリーズ 貿易取引に関する本論（つづき）

貿易協会シリーズ 海外OEM生産-製造供給契約書の作成(9)-契約期間と延長、中途解約

アドバイザーシリーズ 各種経済連携協定に係る関税率の調査方法

お知らせ

セミナー 海外商談スキルセミナー+米国食品安全強化法(FSMA)導入セミナー

お知らせ 県産加工食品海外展開支援事業 大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金案内

お知らせ 大分港大在コンテナターミナル 夏休み親子教室

サービス紹介 新輸出大国コンソーシアム事業による海外展開支援サービスのご案内

統計

平成31年度 大分県の貿易

vol.125

2019 July.-August.

初開催！世界軍事運動会in中国・武漢

大分市武漢事務所 趙 南星

今回は、初めて中国・武漢で開催される「世界軍事運動会」についてお話します。

「世界軍事運動会」は「軍人の世界のオリンピック」とも呼ばれ、国際ミリタリースポーツ評議会 (International Military Sports Council : CISM) によって組織される軍人スポーツ選手のための総合競技大会です。数年にわたって競技ごとに大会が行われてきましたが、1995年から現在の形となりました。今年で7回目となる本大会は中国では初の開催となり、10月18日～27日の10日間にわたって開催されます。射撃、競泳、陸上、バスケットボールなど27種目、329競技が行われ、うち、空軍5種競技、軍事5種競技、海軍5種競技、オリエンテーリング、パラシュート降下の5種目は軍事運動会独自の種目となっています。

中国は今回の軍事運動会を非常に重要視しており、開催地である武漢の国際都市としての魅力をさらに高めるため、都市全体の改造計画を進め、高い経済効果をもたらすことが期待されています。

対策その1 都市環境の改善

武漢市では、昨年10月から現在まで20万本の木が植えられ、中心部と周辺地域の緑化エリアが広がっています。主要道路は緑化され、第三環状線以内の都市部の道路沿線部の建物の壁も立体緑化される予定です。

武漢市経済開発区在住の呂さんによると、毎晩散歩しているが、東風大道沿線部はどんどん綺麗になり、散歩する市民も増えていると感じられるそうです。道路の沿線は植物や花であふれ、立体交差橋の柱もツタの葉で覆われています。

対策その2 エコ自動車のための環境整備

エコ交通の整備も重要視されており、計画では軍事運動会が開催される前に、市内の電力自動車充電ステーションを40万カ所、駐車スペースを40万台分増やし、電力自動車の充電と駐車に関する問題を解決するように努めています。

対策その3 都市建築の改修とスポーツ施設の増築

近年、武漢市の経済は大きく発展していますが、旧市街の再開発の遅れ、新開発区の公共施設の未整備などの問題を抱えています。今回の軍事運動会をきっかけにこれらの問題を改善し、市民にメリットをもたらすことが期待されています。

今回の試合会場は計35カ所、うち13カ所は新たに建設される施設であり、残りの22カ所は既存の施設を改修して使用する予定です。会場は、中心部はわずかで、ほとんどが郊外の新開発区にあります。海軍工業大学のトレーニングベースでは海軍5種競技、新開発区の蔡甸国防園では射撃、東西湖スポーツセンターではサッカー、卓球、水泳の試合が行われる予定です。江夏区に所在するいくつかの会場では、オリエンテーリング、自転車、トライアスロンの試合がそれぞれ行われる予定になっています。パラシュート降下会場となる漢南通用航空空港は、50万人の観客を収容できる施設であり、今回の運動会をきっかけに華中地域最大の航空センター、飛行機研究開発センター及び航空スポーツ基地をもつ総合航空施設として開発する予定になっています。

今回の運動施設の増築について、大会準備委員会の責任者は「武漢市内のスポーツ施設の配置バランスはよくありません。もともと蔡甸区、黄陂区のような新開発区には施設が少ないため、住民は自宅周辺で運動できる場所を探すのが大変でした。今回の軍事運動会の開催をきっかけに、各区で新たな体育施設が建設され、馬術、射撃、水泳のような普段接する機会の少ないスポーツも市民にとって身近なものになるのではないかと思います。」と説明しました。本大会閉幕後、これらの施設は市民に開放される予定です。

対策その4 水質改善

今回の大会開催に先立ち、武漢市政府は水質改善に取り組み、汚染が深刻な区域の解決を図っています。汚染水域の底に溜まる汚泥を取り出し、固化化処置を行って根本から水質を改善としています。水質改善は今年8月までに完了する予定です。水辺に暮らす住民は綺麗な川や湖に囲まれた環境の中で生活できるようになるでしょう。

軍事運動会の開催は世界に現在の中国・武漢をアピールする大事なイベントです。同時に、武漢市民にとっては生活環境のレベルアップという意味も持つでしょう。



軍事運動会宿泊施設①



軍事運動会宿泊施設②

貿易取引に関する本論

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

6. 輸出契約書の記載事項と留意点

売買両当事者は、必ずしも成立した契約内容を改めて書面に残す必要はないが、通常数多くの取引を同時並行的に進めており、契約成立内容の確認と後日の証拠として契約内容を書面に残すことが望ましい。この書面を売買契約書といい、通常英文で作成される。契約書には売買対象物についての具体的な取引条件（表面約款）についてのみ記載されることがある。その場合、別途当該取引の一般的な取引条件として具体的な取引条件でカバーしきれない補足的条件、不可抗力、貿易条件、クレーム、準拠法などを契約書として取り決める。同一の当事者間で繰り返し取引が行われる場合には、最初に一般的取引条件を取り決めておけば、次回からの取引では具体的な取引条件の記載だけですませることができる。この場合、具体的な取引条件を記載した契約書と一般的な取引条件を記載した契約書を別々に作成することになる。一方、契約書に具体的な取引条件（表面約款）と一般的な取引条件（裏面約款）を併せて記載することもある。とくに一度限りの取引では具体的な取引条件と一般的な取引条件を表面と裏面とに一緒に記載することも多い。この場合表面約款が裏面約款より優先される。各面ではそれぞれ手書き約款が最優先され、以下タイプ約款、印刷約款の順に優先度は低下していく。また、アルファベット表記とアラビア数字が不一致の場合にはアルファベット表記が優先される。通常、具体的な取引条件は契約成立内容の確認事項となるため両当事者の合意を得ることは容易である。しかし一般的な取引条件は両当事者の利害に相反することが多く、容易に合意を得ることは難しい。以下では具体的な取引条件と一般的取引条件を取り決める上での留意点について概説したい。(i)

1) 価格条件

(1) 建値の表示方法

建値を定める際、円建て、ドル建て、ユーロ建てなど価格をどの国・地域の通貨で表示するのかについて取り決めなければならない。この場合、一概にドルといっても米国で用いているドルとオーストラリアで用いているドルとは為替相場が相違するため、当事者は同じ呼称の通貨であってもどの国・地域で通用しているのかを特定しておく必要がある。したがって、単にドル（\$）と表記するのではなく、US\$（USD）、A\$（AUD）などと表示しなければならない。また、日本に所在する輸出者が自国通貨（邦貨）で建値する場合には為替リスクの負担者は相手方（輸入者）となる。一方、海外に所在する輸入者が自国通貨（日本の輸出者からすると外貨）もしくは第三国の通貨（外貨）で建値する場合には為替リスクの負担者は自社（輸出者）となる。したがって外貨建てで値段を表示した場合為替リスクを回避するための対応策を講じなければならない。通常、契約書にそのための規定を行う場合と、自衛策を講じる場合がある。後者については本誌において別途述べるので、本号では前者について以下の(2)で言及したい。

また、値段を表示する際、通常貿易取引で慣用されトレード・タームズ（Trade Terms）と称する種々の略号を使用する。トレード・タームズは、当該貨物の引渡場所、費用負担の分岐点、危険の移転時点などを表すとともに、価格構成要素をも明示するもので、貿易業者にとって必須の知識である(ii)。現行では、FOB（本船渡し値段）、CFR（運賃込み値段）、CIF（運賃保険料込み値段）の3条件（規則）の使用が主流をなしている。

(2) 価格条件の規定方法

日本に所在する輸出者が自国通貨（邦貨）で価格を表示する場合、例えば、「The price for the Product X shall be JP ¥2,000,000 (Two Million Japanese Yen), FCA Hita, Ohita, Japan.」〔対訳：製品Xの価格は日本国大分県日田での運送人渡し値段で200万円とする。〕と規定する。

日本に所在する輸出者からみて相手国通貨（外貨）もしくは第三国通貨（外貨）で価格を表示する場合、例えば、「Price of the Product Y shall be US\$20,000 (Twenty Thousand U.S. Dollars), CPT Seattle, Washington, USA.」〔対訳：製品Yの価格は米国ワシントン州シアトルまでの輸送費込み値段で2万米ドルとする。〕と規定する。

この場合、輸出者に為替リスクが生じ、日本円での収益が、値段表示通貨と円との間の為替相場の変動により減少する場合、輸出者にとって不利にならないような規定を行う。

例えば、「Should Seller's return in Japanese Yen be reduced by any change in exchange rate between the currency showing the price and Japanese Yen for any reason, Seller may cancel the contract or require Buyer to compensate Seller for such reduction of return.」〔対訳：売主の日本円での収益が、何らかの理由により価格表示通貨と日本円との間の為替相場の変動により減少する場合には、売主は、本契約を解除するかもしくは当該利益の減少分を売主に補填することを買主に求めることができる。〕と規定する。

しかし、この規定は輸出者にとって一方的に有利であるため、輸入者に受け入れられるのは難しいかもしれない。このため、輸出者に為替リスクが生じ、収益が一定条件の下に減少する場合、売買当事者が為替相場を確定するための協議を行うと規定することがある。

例えば、「The Prices under this Agreement shall be settled in U.S. currency based upon the exchange rate of US\$1 JP¥(). However, in the event that the exchange rate floats by more than XX per cent (XX%) and the floating continues for more than XX (XX) days, both parties shall confer in order to settle a new exchange rate according to the floating and new prices so as not to decrease income of Seller in () currency.」〔対訳：本契約に基づく価格は、1米ドル当たり()円の為替相場に基づき米国通貨で決済するものとする。しかし、為替相場がXXパーセント以上変動し、その変動がXX日以上継続する場合、両当事者は売主の()通貨での利益が減少しないようにその変動および新価格に従って新為替相場を確定するために協議するものとする。〕と規定する。

i 以下例示の約款は、『国際取引契約書式集』、『DRAFTSMANⅢ』を参考としている。
ii 本誌2011.5-6.,Vol.76～2012.5-6.,Vol.82を参照のこと。

海外OEM生産 – 製造供給契約書の作成 (9) –
契約期間と延長、中途解約

G B C (ジービック) 大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター Board Member, Mediator

大貫 雅晴

海外OEM製造供給契約、契約形態を売買契約型 (英文例は「ABC」を「委託者」、XYZを「受託者」) として、その主要条項を紹介する。

1. 契約期間

契約期間に関しては、期間の定めがある契約と期間の定めのない契約に大別できる。期間の定めのある場合は定められた期間有効であり、期間が過ぎれば終了する。期間が定めてない契約の場合は、一方当事者が他方当事者に解約の通知を与えることにより終了する。但し、解約をするためには、一定期間の事前の通知が必要とされる。

OEM契約は長期に継続して行われる信頼関係をベースとする契約であり、通常、契約期間を定めた契約が採用される。OEM契約の契約期間の設定は受託者と委託者との間に立場、利害の相違があり、主要条項の一つとして重要な契約交渉の対象となる。受託者の立場に立てば、OEM製品製造の設備投資等を行うケースもあり、OEM契約の履行に必要とされる設備投資費の回収、減価償却期間等を考慮すると、契約期間は長期の期間を要求する場合が多い。一方、委託者側は、OEM製品のマーケット事情、委託者側の製造、供給の対応が委託者側の期待にそぐわない場合に備えて、長期の期間を設定することは望まなく、短期間の契約期間の設定を望む場合が多い。通常は、合理的な期間を定めて、契約期間終了後も延長、更新できる契約延長、更新規定が設けられる。

・期間の定めのある契約の契約期間の規定例を以下に示す。

This Agreement shall be valid and in force for a period of () years from the date appearing at first above written upon the signing of the parties hereto. (本契約は本契約当事者の署名に基づき、本契約書の冒頭記載の日付より () 年間有効とする。)

2. 契約期間の延長、更新 – 協議延長条項と自動延長、更新条項–

契約期間が満了すれば契約は終了する。但し、期間の満了後も契約の延長、更新により契約が継続することは多く、通常は、契約書には延長、更新の規定が設けられる。延長、更新の方法には、協議による更新条項と自動更新条項がある。

・契約期間の満了後、自動更新、延長の規定例を以下に示す

This Agreement shall be renewed automatically on a year to year basis unless either party gives the other party a written notice not to renew this Agreement at least (60) days before the termination of this Agreement or it renewal term

(本契約はいずれかの当事者が他方の当事者に対して本契約及び延長期間の終了の少なくとも60日の以前に本契約を終了される書面の通知が無い限り、1年毎に自動更新されるものとする。)

・期間満了後、協議による延長、更新条項の規定例を以下に示す

This Agreement shall be valid and in force for a period of () years commencing from the date appearing at first above written upon the signing of the parties. At least six (6) months before the expiration of this Agreement, the parties shall consult with each other for renewal of this Agreement. If the renewal is agreed upon, this Agreement shall be renewed for another () years period under the terms and conditions herein set forth or with amendments.

Unless agreement for renewal is reached before the expiration of this Agreement, this Agreement shall terminate on the expiry of the original term hereof.

(本契約は当事者の署名により冒頭記載の年月日に開始し、

() 年間有効であるとする。本契約の終了の少なくとも6か月以前に、当事者は本契約の更新を協議するものとする。更新が合意されたら、本契約は、本契約の条件又は修正の条件で () 年間延長されるものとする。延長の合意が本契約終了以前に為されない場合は、本契約は本契約の期間の満了において終了するものとする。)

3. 中途解約条項

契約期間中の中途解約は、当事者間の合意がある場合を原則とする。理由もなく一方的に中途で解約することは原則できない。理由もなく一方的に中途解約の通知を行った場合には、解約を巡って当事者間で紛争が発生することが多い。

しかしながら、契約期間中であっても、一方当事者の契約違反が発生して、契約の継続が困難となり契約を解除しなければなら状況になることがある。また、契約違反でなくても、一方当事者が、破産や支払い不能の状態に陥り、契約を継続することが困難となることもある。そのような解約の正当な事由が発生したときは、契約の期間中であっても契約を解除できる権利を規定しておくことが望ましい。

契約書に規定される解約の事由としては、

①一方の当事者が契約の違反、契約の履行を怠った場合

②一方の当事者に破産、倒産などの特定の事態が発生した場合等が挙げられる。

・契約違反、特定事態発生を事由とする中途解約の規定例を以下に示す。

(1) In the event either of the parties hereto defaults in or fails to perform any of the provisions of this Agreement and if other party gives to such defaulting party a notice in writing of such default, then, if such default is not cured within fourteen (14) days after the giving of such notice, the party giving such notice may terminate this Agreement at any time thereafter by giving a written notice of termination of this Agreement to such defaulting party.

(本契約当事者のいずれかが本契約の如何なる条項荷も不履行をした場合、他方当事者は、かかる不履行当事者に対して係る不履行の通知を書面でおこない、かかる不履行がかかる通知後 1 4 日以内に改善されない場合には、通知を与えた当事者は、それ以降は何時でも、書面による契約終了通知に係る不履行当事者に与えることにより本契約を終了することができる。)

(2) Either of the parties hereto may terminate this Agreement forthwith by written notice to the other party in the event of such other party's bankruptcy, insolvency, dissolution, modification, consolidation, receivership proceedings affecting the operation of business for any reason and/or reorganization by the third party.

(本契約当事者のいずれかは、他方当事者が、破産、倒産、解散、合併、如何なる理由にせよ、事業運営に影響を与える管財人手続き又は第三者による再編する場合、他方当事者に対する書面による通知により直ちに契約を解除することができる。)

1) 2国間EPA経済連携協定国向け、CPTPP(TPP11)締約国向け、2)日EU・EPA経済連携協定国向け、3)EPA経済連携協定国やCPTPP(TPP11)締結国から日本向け、関税率の調査方法について

日本貿易振興機構（ジェトロ） 大分貿易情報センター

アドバイザー 内山 正敏

今回は各国との経済連携に基づく関税率の調査方法をご案内します。

（例）純米酒（HSコード：220600）を

- 1) 2国間EPA経済連携協定国向けや、CPTPP（TPP11）締結国向け
- 2) 日EU・EPA経済連携協定国向け
- 3) EPA経済連携協定国やCPTPP(TPP11)締結国から日本向け

上記それぞれの場合での輸出関税率の調べ方をご案内します。

純米酒のHSコードは輸入国により、商品区分から8桁目が違いますので、輸入者にHSコードを確認する必要があります。

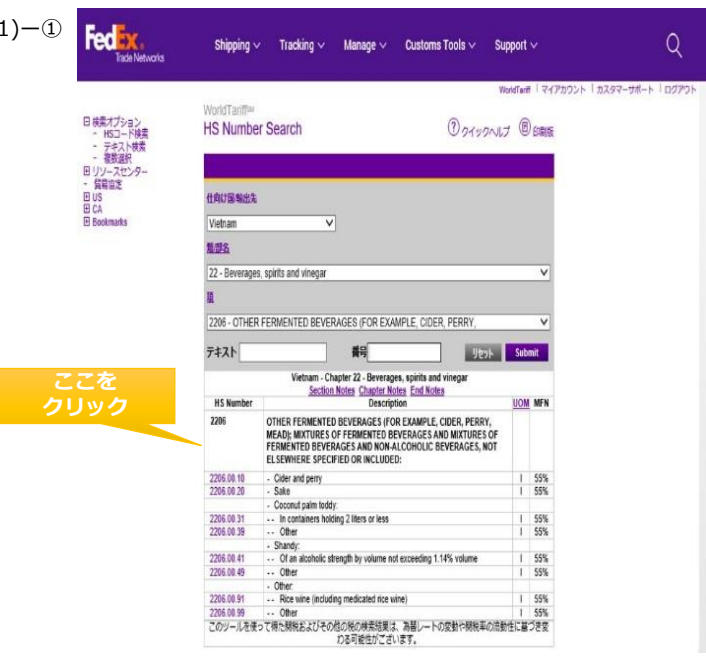
各国との関税率については、ジェトロHPの「世界の関税率」から調べることができますので、その手順をご案内します。

（ジェトロHPの「世界の関税率」の登録画面でIDとパスワードを設定する必要があります）

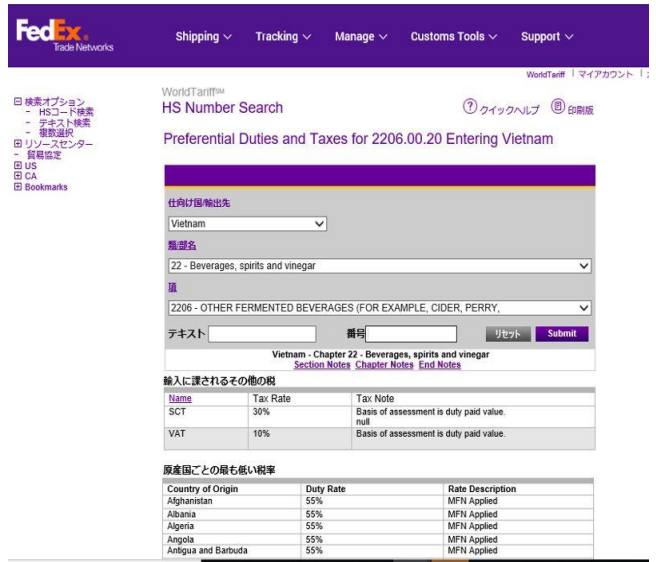


- 1) 日本から2国間EPA経済連携協定国向けや、CPTPP（TPP11）締結国向けに純米酒を輸出する
- （例）ベトナム向けに日本から純米酒を輸出する場合 – ※ベトナムでの純米酒のHSコード：22060020

1)–①



1)–②



1)ー③

FedEx
Trade Networks

ShippingTrackingManageCustoms ToolsSupport

Greece	55%	MFN Applied
Grenada	55%	MFN Applied
Guatemala	55%	MFN Applied
Guinea-Bissau	55%	MFN Applied
Guyana	55%	MFN Applied
Haiti	55%	MFN Applied
Honduras	55%	MFN Applied
Hong Kong	55%	MFN Applied
Hungary	55%	MFN Applied
Iceland	55%	MFN Applied
India	55%	MFN Applied
Indonesia	Free	ASEAN China Free Trade Agreement
Ireland	55%	MFN Applied
Israel	55%	MFN Applied
Italy	55%	MFN Applied
Jamaica	55%	MFN Applied
Japan	Free	Japan Vietnam Economic Partnership Agreement
Jordan	55%	MFN Applied
Kazakhstan	55%	MFN Applied
Kenya	55%	MFN Applied
Kosovo	55%	MFN Applied
Kuwait	55%	MFN Applied
Kyrgyzstan	55%	MFN Applied
Laos	Free	ASEAN Free Trade Agreement
Latvia	55%	MFN Applied
Lebanon	55%	MFN Applied
Lesotho	55%	MFN Applied
Libya	55%	MFN Applied
Lithuania	55%	MFN Applied
Luxembourg	55%	MFN Applied
Macau	55%	MFN Applied
Macedonia (F.Y.R.O.M.)	55%	MFN Applied
Madagascar	55%	MFN Applied
Malawi	55%	MFN Applied
Malaysia	Free	ASEAN Free Trade Agreement
Maldives	55%	MFN Applied
Mali	55%	MFN Applied

ここをクリック

1)ー④

ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED

2206.00.20	- Sake (rice wine)	55%	16%	19.6%	Free
------------	--------------------	-----	-----	-------	------

Agreement	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
TPP11											39.3%	19.6%	Free			
VJEPA		59%	53%	47%	41%	35.5%	29.5%	24%	18%	12%	6%	Free				

AJCEP
B15

Base rate 65%

2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023

61% 57% 53% 49% 45% 41% 37% 33% 28% 24% 20% 16% 12% 8% 4% Free

The first reduction on 1 December, 2008. Subsequent annual reductions on 1 April.

VJEPA
B10

Base rate 65%

2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
59%	53%	47%	41%	35.5%	29.5%	24%	18%	12%	6%	Free

The first reduction is on October 1, 2009. Subsequent annual reductions are on April 1.

TPP11
B3

Base rate 59%

Kuwait	55%	MFN Applied
Kyrgyzstan	55%	MFN Applied
Laos	Free	ASEAN Free Trade Agreement
Latvia	55%	MFN Applied
Lebanon	55%	MFN Applied
Lesotho	55%	MFN Applied
Libya	55%	MFN Applied
Lithuania	55%	MFN Applied
Luxembourg	55%	MFN Applied
Macau	55%	MFN Applied
Macedonia (F.Y.R.O.M.)	55%	MFN Applied

Support

「海外商談スキルセミナー + 米国食品安全強化法(FSMA)導入セミナー」 JETRO

参加費無料 農林水産省補助金事業

主催：ジェトロ大分貿易情報センター

共催：大分県、大分市、大分県貿易協会、大分銀行、商工中金大分支店、日本政策金融公庫大分支店、大分商工会議所

ジェトロ大分ではお問い合わせを多く頂く「海外商談スキル」及び「米国食品安全強化法（FSMA）」につきセミナーを実施します。1テーマのみのご参加も可能ですので皆様ふるってご参加ください。

①『海外商談スキルセミナー』

農林水産物・食品の輸出を進める上で、海外バイヤーとの商談会に参加することは有効な方法です。本セミナーでは、商談で成果を出すための一連のノウハウを体系的にご説明します。

②『米国食品安全強化法（FSMA）セミナー』

米国では2011年、食品安全強化法（FSMA）が制定されました。同法は、米国内に流通する輸入食品にも適用されるため、米国向けに輸出する日本の食品事業者にも対応が迫られています。本セミナーでは導入編として、FSMAの概要について説明し、今後求められる対応につき解説します。

日 時

2019年8月2日（金）13：00～15：30（12：30受付開始）
①『海外商談スキルセミナー』13：00～14：00
②『米国食品安全強化法（FSMA）セミナー』14：10～15：10
（15：10～15：30は質疑応答）

会 場

ソレイユ3階「百合の間」（大分市中央町4-2-5）
※駐車場には限りがございますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

講 師

①商談スキルセミナー

農林水産・食品部 輸出相談窓口 アドバイザー 相川 廣一郎（あいかわ こういちろう）

民間企業にて化学品、包装資材、油脂などの輸出入営業業務に従事。
シンガポールに5年駐在経験あり。

2019年4月より農林水産物・食品輸出相談窓口アドバイザー

②米国食品安全強化法(FSMA)セミナー

農林水産・食品部 農林水産・食品課 調査チーム 川原 文香（かわはら あやか）

2010年日本貿易振興機構（ジェトロ）入構。ビジネス情報サービス部を経て、2013年から現職。

北東アジアおよび米国を中心に、日本の農林水産物・食品の輸出に関する調査を担当。

お申込み
お問い合わせ

<https://www.jetro.go.jp/events/oit/7f69a713b3e7d553.html>

097-513-1868（担当：二原（にはら））

申込締切：2019年7月31日（水）

大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金のご案内

海外で開催される見本市・展示会・商談会（以下「海外見本市等」という。）への出展等の県産加工食品海外販路開拓へ向けた取組を、補助率 1 / 2 以内、上限 3 0 0 千円の範囲内で補助します。

1 対象事業

対象となる事業は、次の①～③のいずれかに該当するものとします。

- ①大分県又は国（ジェトロ等の関係機関を含む）が出展する海外見本市・展示会への出展
- ②大分県又は国（ジェトロ等の関係機関を含む）が主催又は共催する海外商談会への出展
- ③その他知事が認める海外販路開拓へ向けた取組

【活用例】香港FoodExpo(8月)、フランスANUGA(10月) 等の海外見本市への出展

【参 考】ジェトロ2019年度出展海外見本市、海外商談会

https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html

2 補助対象者

この事業において事業実施主体は、次の①～③の全てに該当する者とします。

- ①大分県内に本社又は製造拠点を有する中小企業者又は個人事業主
- ②大分県産加工食品の製造又は販売を主たる事業として営む者
- ③「新輸出大国コンソーシアム（ジェトロ）」の登録者又は「（一社）大分県貿易協会」の会

※③については、補助金交付申請までに条件を満たせば、これに該当するものとします。

3 補助対象経費、補助金額等

経費区分	補助対象経費の内容	補助率	上限
旅費	海外見本市等へ出展するために必要な交通費、宿泊費等	1/2 以内	300千円 以内
使用料及び賃借料	海外見本市等の出展料（小間料）、海外見本市等出展に要する備品借上料等		
役務費	通訳費、翻訳費、商品の梱包・輸送等の通信運搬費、展示装飾費、保険料、広告宣伝費等		
需用費	事務用品、資料代、コピー代、パンフレット・ポスター等の印刷製本費、海外見本市等出展時に使用した光熱水費、看板・横断幕等の製作経費、消耗品費等 ※消耗品とは単体で取得価格（税込）が2万円未満のもの		

※募集締め切りは2020年1月31日です。但し、予算額に達した時点で終了となります。（先着順）

※事業の詳細や提出資料については、下記のホームページを参照してください。

【申込み・問合せ先】

大分県商工観光労働部 商業・サービス業振興課 貿易・物産・フラッグショップ班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

TEL:097-506-3285 FAX:097-506-1754 Email: a14160@pref.oita.lg.jp

ホームページ: <http://www.pref.oita.lg.jp/soshiki/14300/processed-food-kaigai-hojokin.html>

大分港大在コンテナターミナル

夏休み親子教室

開催日 8/23 金

参加者募集

大分港大在コンテナターミナル



大分の輸出入貿易の玄関口
「大分港大在コンテナターミナル」。
コンテナ船、クレーン、冷凍倉庫など
実際の現場を、夏休みに見学しよう！



ガントリークレーン



コンテナ船



開催日時: 8月23日(金)
午前部(10:00~11:30)
午後部(14:00~15:30)
*雨天決行(雨天を除く)
対象: 大分県内在住の小学校
4~6年生とその保護者
募集人員: 午前・午後各15組程度
参加費: 無料
集合場所: 現地
(大分港大在コンテナターミナル)
*駐車場完備、大在駅との送迎あり



お申込方法

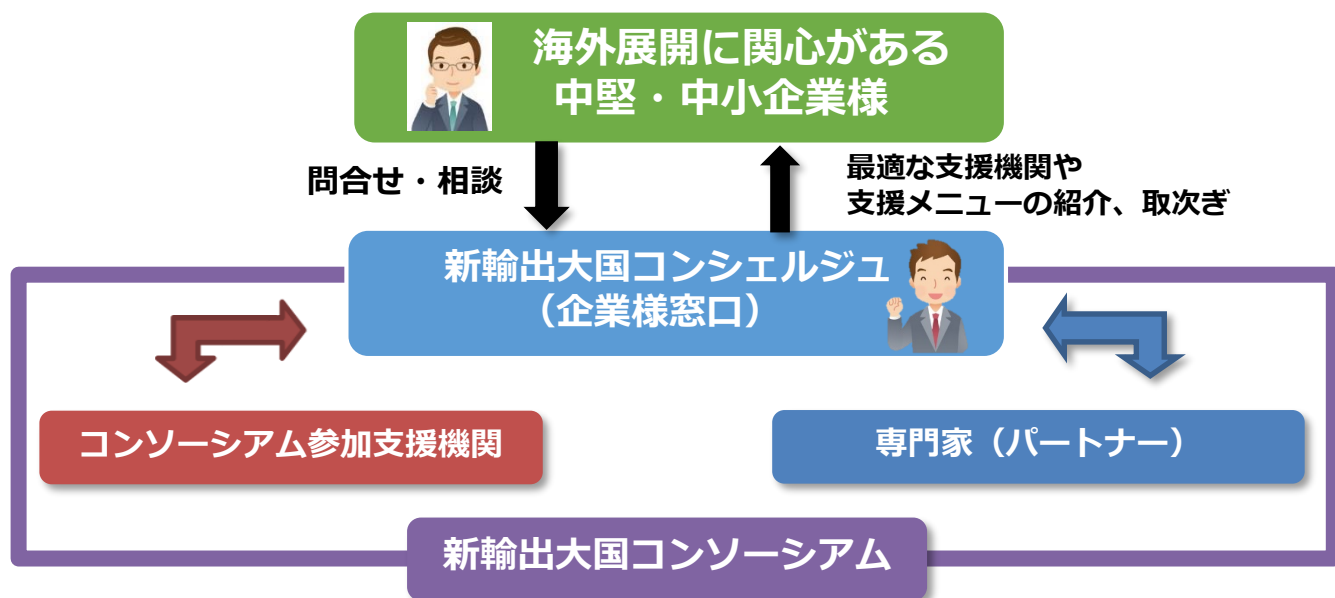
募集に、①住所②電話番号③氏名と保護者名(対象年齢児童以外に同行したい児童がいる場合はその旨明記してください)④学校名と学年⑤参加希望(午前or午後)⑥来場方法(自家自動車or大在駅送迎希望)を明記の上、郵送してください。

- 送り先:
〒870-0266 大分市大字大在6番地
大分国際貿易センタービル4階
(株)大分国際貿易センター
「大分港大在コンテナターミナル
夏休み親子教室」係 宛
- 申込締切:
7月19日(金)必着
- 当選発表:
当選者へ募集(参加チケット)の発送を
もって代えさせていただきます。
(7月26日発送予定)

【お問い合わせは】
(株)大分国際貿易センター
TEL.097-592-5931

株式会社 大分国際貿易センター

2019年度 新輸出大国コンソーシアム事業と ジェトロ専門家による 海外展開支援サービスのご案内



「新輸出大国コンソーシアム」は、商工会議所商工会、地方自治体、金融機関、ジェトロなどの支援機関を幅広く結集し海外展開を図る中堅・中小企業等に対して、総合的な支援を行う枠組みです。ジェトロは、同コンソーシアムの事務局を担っています。

海外展開に関心がある中堅・中小企業様に、国際ビジネスや海外駐在などの経験を持つ専門家がパートナーとなり、戦略策定から事業計画作成、計画実行まで一貫支援（ハンズオン支援）いたします。

ご利用には審査がございます。以下のリンク先、またはQRコードからご確認の上お申し込みください。

<https://www.jetro.go.jp/consortium/expert/partner.html>



1. 平成31年4月分 大分税関支署管内貿易概況（確報値）

※大分税関支署発表による。
大分税関支署管内貿易概況（確報値）は門司税関HPよりご覧いただけます。
http://www.customs.go.jp/moji/moji_toukei/oita/oita.html

輸出額

618.8億円（前年同月比7.4%減、2ヶ月連続のマイナス）
鉄鋼、映像機器、船舶類、事務用機器などが減少。有機化合物などが増加。

輸入額

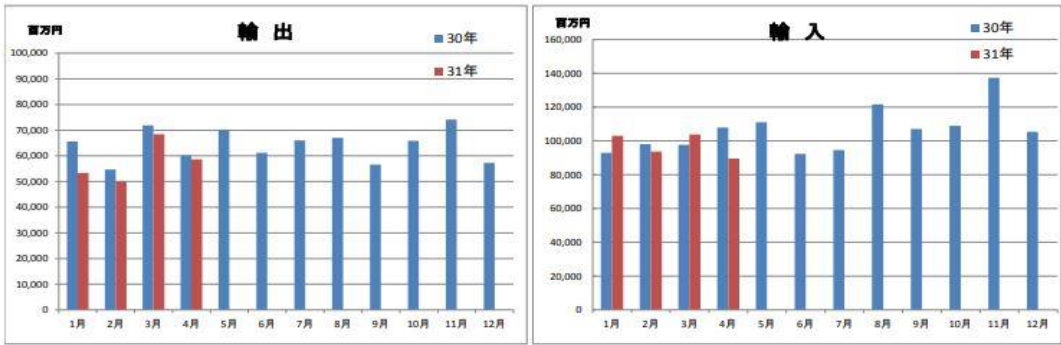
903.9億円（前年同月比16.1%減、2ヶ月ぶりのマイナス）
原油及び粗油、液化天然ガス、石炭などが減少。揮発油、鉄鉱石などが増加。

(1) 港別輸出入額

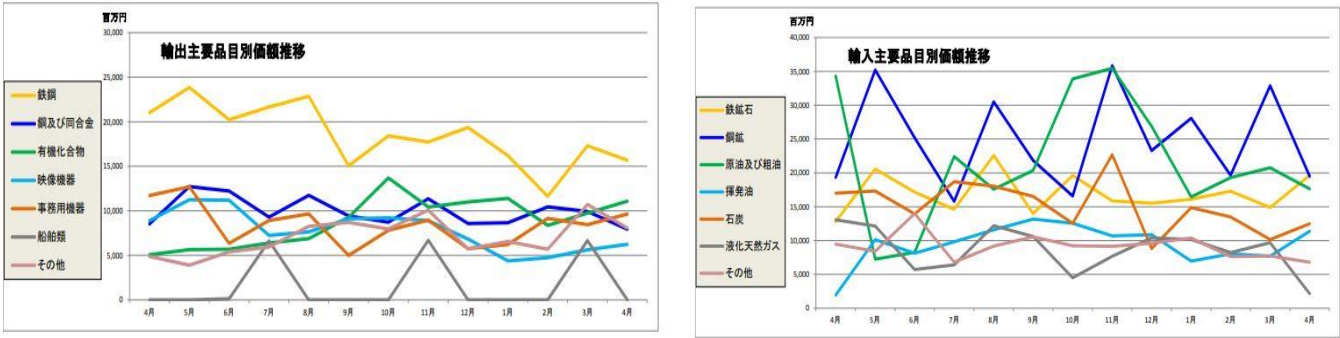
港 名（通関官署）		（単位：百万円、％）							
区 分	輸 出			輸 入			差 引 額		
	価 額	前年同月比		価 額	前年同月比		出・入 超	価 額	
大 分（大 分）	58,665	97.6	5か月連続のマイナス	89,549	83.7	2か月ぶりのマイナス	入超	30,884	
佐 伯（佐 伯）	2,553	226.3	2か月連続のプラス	376	118.5	2か月ぶりのプラス	出超	2,177	
津久見（津久見）	660	11.9	2か月連続のマイナス	463	102.7	2か月ぶりのプラス	出超	197	
大分空港（大分空港）	-	-		-	-		-	-	
大 分 県	61,878	92.6	2か月連続のマイナス	90,389	83.9	2か月ぶりのマイナス	入超	28,511	

※ 港別貿易額は、各官署の通関額合計による。また、大分の実績には佐賀関港・中津港の実績を含む。
※ 大分県の価額欄は、各港毎の千円単位までの合計数値から四捨五入で算出。
※ 輸出は確報値、輸入は9桁速報値による。

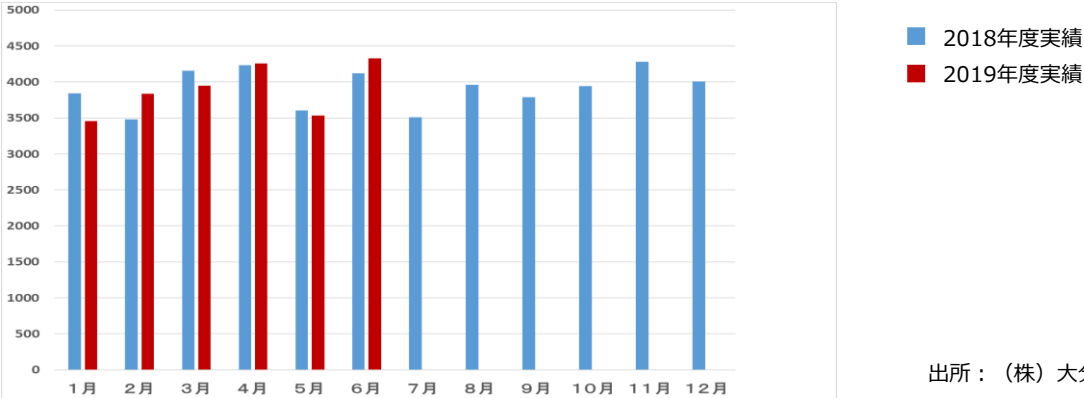
(2) 大分港貿易額推移



(3) 大分港輸出入主要品目



2. 大分港コンテナ取扱量推移



出所：（株）大分国際貿易センター

こんな時、ジェトロ大分をご利用ください

■ 海外の経済、貿易情報を入手したい

■ 海外投資に関する情報を収集したい

■ 海外出張のサポートを受けたい

■ 輸出品の販路を拡大したい

■ 海外の見本市に出展したい



窓口相談も行っています。お気軽にお立ち寄りください。

日本貿易振興機構（ジェトロ） 大分貿易情報センター

〒870-0037

大分県大分市東春日町17-19

大分ソフィアプラザビル4階

TEL：097-513-1868

FAX：097-513-1881

E-MAIL：oit@jetro.go.jp

URL：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/oita/>



一般社団法人 大分県貿易協会

〒870-0266

大分市大字大在6番地

大分国際貿易センタービル4階

TEL：097-592-5932

FAX：097-593-3338

E-MAIL：info@oita-fta.jp

URL：<http://www.oita-fta.jp/>